

時効なき罪責を担う

世代を越えた歴史の責務として

纈纈 厚

戦争責任とは何か

まず、「戦争責任」と言う場合の「戦争」とは、具体的にどの戦争を指すのかという問題から検討しておきたい。通常ではアジア太平洋戦争（一九三二年～一九四五年）を指すようだが、私は明治国家の成立以降における一連の日本の対外侵略戦争、およびそれに連動する植民地支配の全体を指して使うべきだと考えている。具体的には台湾出兵や日清・日露戦争まで遡って捉える必要があるのではないか。

私はまた、明治期以降における日本近代化過程の全体を根本的に見直すべき質と内容をもった歴史の責務として、「戦争責任」の用語を使うべきだと考えている。それはどのような責任かと言えば、基本的には侵略戦争や植民地支配による被侵略

諸国や被植民地地域の人々に甚大な被害や苦痛を与えた事実への責任である。それは謝罪や補償を通して被侵略諸国民との和解を求め、侵略の歴史によって共有可能な歴史認識を一方的に破壊した日本側の責任を自己批判するものでもある。

確かに戦争責任の主体は、侵略戦争を遂行した戦前期天皇制と天皇制機構を形成した軍部・官僚・政治家・天皇側近グループ、そしてこれを外部から支えた右翼団体・宗教団体・学界・労働組合などの組織および戦争を消極的積極的に支持した個人ということになる。

その場合、責任の重さという点では差異が存在するのは当然である。天皇制を内側で支えた権力エリートと、天皇制によって管理・統制・動員の対象とされ、自らの政治的諸権利を著しく制限されていた一般民衆の責任とを同次元に据える事は合理



的ではなく、また歴史の現実にも合致しない。ここでは、当然に権力の核からの遠近によって、果たすべき責任の質も大きさも規定されてこよう。

戦後世代に戦争責任はあるのか

さて、それではそうした時代に生命を受けなかった戦後世代に属する人々にとって戦争責任は存在するのかという問題である。私は十分に存在すると考えるが、それには明確な説明と前提が必要である。

戦争責任という場合、大雑把に分類して、政治的・社会的・歴史的・道義的責任などに分別できよう。結論を先に言えば、戦後世代に属する者は戦前期には存在しなかった訳で、その点だけからすれば政治的、社会的責任は存在しないことになる。しかし、歴史的な意味における責任からは免れないと考える。だが、家永三郎が主張する、⁽¹⁾「連帯責任」としてでは決してない。

戦争責任とは、自らを歴史を創造する主体であると位置づける認識に立ち、アジア太平洋戦争に帰結する明治近代国家成立以降における日本帝国主義の一連の侵略戦争、および植民地支配を批判的に総括するなかから自覚の主體的に形成された歴史認識そのものを指すのである。高橋彦博はそれを「自覚の主體的戦争責任論」で提起しようとした。⁽²⁾

したがって、戦争責任とはどのような世代に属そうとも、自らを歴史創造の主体とする認識を持ち、公民としての自覚が深

化するに伴い必然的に育まれるべきであって、「日本国民」ゆえに宿命づけられかつ無条件に相続すべき責任のことではない。それは決して他律的なものであってはならず、合理的な理由や説明なく無理矢理に背負い込むことは、却って戦争責任の本質論から遠く立場に自らを置くことになる。

戦争責任の内容は、また道義的レベルにおいても問われよう。つまり、日本国家が犯した一連の侵略戦争や植民地支配の過程で他民族に与えた甚大な人的かつ物的な損害や耐え難い屈辱や苦痛など、言わば過去における国家犯罪とも言うべき歴史の事実を、日本国家の一員としての戦後世代がどう認識するかという問題である。

過去における負の歴史事実が存在する以上、これを清算するためにこそ、具体的な謝罪と補償を通して克服しようとする道義的責任が課せられるはずである。もちろん、この場合に客観的な意味での道義的責任が存在しようとも、戦争責任を自覚的主體的に認識することが前提とならなければならない。この道義的責任こそ、自発的内発的な次元の課題として設定されるべきものである。

換言すれば、そのような道義的責任を認識し、知覚可能な教育・社会環境を整えていくことこそが、健全で成熟した民主主義社会と見なし得るであろう。

政治的責任としての戦争責任

次に、戦後世代にも実は政治的責任としての戦争責任が発生

することに触れてみたい。それは、国家という名の政治共同体がどのような役割期待を持って成立しているのということと関連する。つまり、近代国家は、その最低限の役割期待として個人の権利・人権を擁護するために、それ以前の国家形態を清算し、民衆から認知され支持された共通権力 (Common Power) と法 (Common Law) を必要条件として国家 (Common Wealth) を成立させた。

それゆえ、人権を擁護・確立するために生み出された国家が、他民族に不当な危害を加えた事実を率直に認めず、危害の正当性を主張する過ちを犯し続けることを容認するとなれば、それは明らかに共通権力と法の主権者である民衆自身の政治的責任となる。

確かに民衆は暫定的形式的に国家に権力を委ねているが、国家の行為には相応の責任を有しているのである。だとすれば、過去の国家犯罪を率直に認め、謝罪と補償の行為を拒否し続ける国家を容認することは、自らの政治的責任を放棄するに等しいと言えよう。

民衆自らの権力が国家により不当に行使されているならば、権力の内容を差し替える権利が民衆の手に握られているのである。その権利は抵抗権・革命権という言葉で要約されたが、現行憲法のなかでは「国民主権 (＝人民主権)」と称されるものに、その思想が確実に受け継がれているはずである。

戦争責任の問題は、このように、実に権力の主権者が自らの内に存在するという、至極当然の権力観念を根底に据えた歴史

認識が繰り返し要請されるという性質を持った問題である。そこから戦争責任問題とは、権力の主権者として全ての世代に関わる課題ということになる。

そうした認識に立つならば、日本国政府が国家犯罪への謝罪と補償に踏み切れないことは、ただ単に国家や政府の問題だけではなく、日本国民一人一人の政治的責任の問題ということになる。たとえ戦後世代に属そうとも、近代国家の原理的な枠組みを首肯し、そこに自らの発展の機会を求めるならば、戦争責任という政治的責任を果たすことで、日本国家をしてより本源的な姿に戻す努力を惜しんではいらないのである。⁽³⁾

戦争責任の国際性と無時効性

さて、これまでは日本国家・民族に所属する一員としての責務という捉え方について述べてきた。だが、同時に戦争責任の国際性と無時効性という問題についても触れておかねばならない。

国際性という場合には、戦争責任とは国際的な視野と関心が求められる課題であり、そうした課題設定に立ち、この問題が個別日本国家だけの問題に留まらず、平和の実現のための不可欠な認識作業であるとの捉え方を強調するものである。戦争責任とは、この場合日本という特定の国家・民族の一員であるがゆえに課題として設定されているとは言え、何より特定の国家・民族の属性だけに規定されない、より普遍的な視点から検討されるべき課題としてあることである。

それは、日本国家の戦争責任や戦後世代の戦争責任を相対化し、軽減することでは決してない。そうではなく、どのような国家・民族に所属しようとも、そこに克服しなければならぬ負の歴史事実があり、それが今なお清算されていないとすれば、属性に関係なくこれに正面から取り組むことが求められていることを強調しておきたいのである。

戦後世代の人々が、基本的に国家という個別的に細分化された制度的枠組みにのみ拘り、その属性によって平和実現のために克服すべき戦争責任との間に距離を設定することは、本来あってはならないことであろう。

もうひとつの無時効性、ということに関して言えば、戦争責任の問題は時間の経過によって自然に解消される性質のものではないということである。もちろん、ここでは具体的な謝罪や補償がなされただけでは戦争責任を果たしたことはないならず、同時に、言わば反戦平和の論理や思想が歴史認識のなかに定着するまでは、戦争責任に時効は存在しないということである。

現代社会で頻発している戦争や戦争の可能性、さらに飢餓・貧困・抑圧・差別という「暴力」の存在は、今日が依然として「平和ならざる状態」にあることを示している。その意味からして人権擁護の確立を阻害する「平和ならざる状態」から脱却するためにも、時効なき戦争責任を果たし続けることが、戦後世代にとっても歴史的責務として自覚されるべきである。

この問題に関連させて言えば、日本基督教団が行った「戦責告白」とは、まさに時効なき戦争責任という歴史認識から発せ

られたものであろう。それは侵略戦争に加担した歴史事実を率直に「告白」し、そこで派生した罪責を清算するために「贖い」続けることの誓いであったのではなからうか。

ここには戦争責任という、ある意味で抽象性を色濃く帯びた認識ではなく、ドイツ人の多くが呼称するように「罪責問題」(Schuldfrage)という観念が、個人の克服すべき課題として強く意識されているようにも思われる。そうした理由から、「戦責告白」は、戦後世代が時効なき戦争責任を個人の問題としても受けとめていくうえで、貴重な課題を提示するものと言えよう。

戦後世代の戦争責任

戦後世代の戦争責任という場合には、同時に戦後責任という問題と絡めて論じておく必要がある。ドイツのジャーナリストであるラルフ・ゾルダノは『第二の罪——ドイツ人であることの重荷』(一九八二年刊)のなかで、ヒトラーの時代にドイツ人の犯した戦争犯罪を「第一の罪」と称し、第二次世界大戦後に「第一の罪」をドイツ人が意識的無意識的にせよ、黙認・隠蔽・歪曲、そして、否定しようとした行為を「第二の罪」と断じて、ドイツ人の戦後責任を厳しく論じた。

ゾルダノの「第二の罪」論を借用すれば、戦後世代は確かに「第一の罪」を有しない。「第一の罪」とは戦争犯罪に加担したことから派生する戦争責任のことであり、「第一の罪」を自発的主体的に認識する作業を怠り、「第一の罪」を自己責任として克服しようとしぬい行為自体を「第二の罪」と把握でき

よう。

つまり、戦争責任を引き継ぎ克服する行為を通じて、あるべき歴史認識を獲得する行為こそが、戦後責任と呼ぶにふさわしい。戦後世代には、この「第二の罪」を犯してはならない責務が存在するのである。日本と比較してはるかに徹底した「過去の克服」への努力を重ねているドイツにおいてさえも、「第二の罪」論が議論されている現実のなかで、日本の場合には戦争責任が極めて粗末な歴史認識によって曖昧にされ、ましてや戦後責任の問題は、過剰なまでの被害者論が先行することで埋没した状況にある。

ここでは戦後世代が克服すべき課題が実に多い。戦後日本社会や日本人の政治的歴史意識を規定することになった冷戦構造のなかで、多くの戦後世代は普遍的な歴史認識を獲得する場を失われる状況に置かれ続けたことである。

冷戦構造は、米ソの角逐という問題に留まらず、日本が侵略したアジア諸国との間に存在し、克服すべき歴史責任を果たす機会を遮断することになった。問題は戦後世代がそのことに痛覚の観念を持たないまま、戦後日本社会の「民主化」を追求してきたことである。

そこから侵略事実の忘却が進行し、それとは逆に被侵略諸国の人々は、ますます対日不信感を募らせていったのである。例えば、バターン死の行進、南京事件、シンガポール虐殺事件などが忘却され、広島・長崎、シベリア抑留が反対に強く記憶されてきたという問題である⁽⁴⁾。

戦後世代は忘却と記憶を都合よく使い分け、歴史を任意に再形成することで「第二の罪」を犯し続けてきたと指摘するのは、酷に過ぎるであろうか。

ここで結論を言うならば、教科書検定や「不戦決議反対」を叫ぶことで過去の歴史事実を隠蔽しようとする国家と、過去を忘却しようとする国民の存在を「告発」することこそ、戦後世代が戦争責任を果たすことになるであろう。

現在、侵略戦争を単なる「過去の出来事」として位置づけ、「現在を規定する過去」という歴史の捉え方を拒否しようとする危険な歴史の捉え方が顕著である。ここにおいて不可欠な認識は、「過去」を克服することなくして私たちが望む「現在」は獲得できないという視点の確立であろう。それこそが戦後世代の責務だとすれば、「現在」を獲得すべき戦後世代に、戦争責任・戦後責任を果たす責務が強く存在することは明白なのである。

(1) 家永三郎『戦争責任』(岩波書店、一九八五年) 参照。

(2) 高橋彦博『民衆の側の戦争責任』(青木書店、一九八九年) 参照。

(3) この点について詳しくは、拙稿「日本の戦争犯罪と戦争責任・戦後補償」(『日本の科学者』一九九四年八月号)を参照されたい。

(4) 拙稿「侵略戦争美化決議案の背景にあるもの」(『歴史評論』一九九五年六月号)を参照されたい。